

別記様式（第3条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。  
皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日 2023年8月24日

住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	( )歳	[REDACTED]
<p>8月23日(水)に開催された第2回朝来市議会政治倫理審査会を傍聴した結果、審査会運営に以下のような深刻な問題がありました。切に改善を希望するものです。</p> <p>1. 倫理審査会になっていない</p> <p>吉田、森田の両委員は農林振興課および給食センター各担当に、「説明会といっても契約の一環であるから、高いモラルを求められる議員を参加させるべきではない」と持論の押し付け、ひいては各担当が意識は低いと叱責まで行っていました。すなわち、この説明会が倫理条例でうたわれている「一般物品納入契約に関し」に該当すると「主張」していました。</p> <p>そもそも審査会は委員の考えを主張する場ではなく、被審査議員の倫理性の是非を問う場ではありませんか？つまり本来この説明会に藤本議員が参加することが特定の業者に便宜を図ることになるかどうか論点なのに、説明会に参加させること自体の是非に問題がすり替わっていました。</p> <p>従って農林振興課と給食センターの担当も、契約を前提としない説明会に議員が参加しても何ら藤本議員から圧力を受けた等、倫理に抵触する実感が持てなかったようです。結果、「契約とは認識していません」との答弁を繰り返すしかなく、数時間にわたる不毛なやりとりに終始しました。</p> <p>契約以前の説明会への議員同席さえ認めないというのは、行政担当が実感としてイメージできないような類の倫理性であり、これを当然のごとく審査委員自ら主張するのは職権の濫用と言わざるを得ません。いたずらに行政職員や議員の活動を制限する過剰な倫理性とも思いますが、そこまでの倫理性が政治上求められると確信するなら、議会で倫理条例に附則として契約の定義変更を発議すればよいことです。</p> <p>多数の職員ならびに関係市民の時間を奪い、委員が自説を繰り返す。他方本題の被審査議員の非倫理性については触れない。これを倫理審査会と呼べますか？</p> <p>2. 審査委員が不適格</p> <p>審査会にて配布された「産業建設常任委員会の議事録【特産物振興事業に関</p>			

【する事項部分】令和5年3月17日」を見ると吉田、森田の両委員が本件について疑義を感じておられることが明白です。  
このような予断を保有する議員が被審査議員の倫理性を公平に論ずべき倫理審査会のメンバーとして選出されたのはなぜでしょうか。

今回の藤本議員の問題は「疑義がある」との告発があったため現在本審査会にて審査がされていると思います。しかし、委員会で問題を率先して追及した議員がそのまま審査会のメンバーとして選出されていることは「疑義」どころか明らかな倫理条例違反ではないでしょうか？

第1条 この条例は、市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民もまた市政と議会に対する正しい認識と自覚をもち、共に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

実質的に告発の中心となった人物が告発した行為を審査するのが「公正で開かれた民主的な市政」と言えますか？

### 3. 他自治体での倫理審査会開催例の存在

審査会中、委員から「過去給食センターで同様な説明会の開催例があるのか」という質問がありましたが、逆に質問したいです。

このような説明会レベルに議員が同席したことを倫理条例違反として審査会を開いた議会はあるのでしょうか？ 他の自治体で同様な活動をしている議員が多数いると思われるので、非常に高い倫理性を当然とされる委員の方であれば、説明会レベルへの議員参加を審議した審査会開催例を多数ご存じのことでしょう。審査結果も含めた5例でもあげてくだされば十分です。

以上ご多忙のところお手数をおかけいたしますがよろしくご回答お願い申し上げます。

上記に対する回答（要）

※ 回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報是非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局

電話 079-672-1930

FAX 079-672-1931

E-mail. gikai@city.asago.lg.jp

